



●文教委員会所管質疑

アバターロボットの活用について

◆福田たえ美 委員

私のほうからは、まずアバターロボットの活用について伺ってまいります。

区は、医療的ケア児の学校活動への参加を支援するために、令和三年五月より、コミュニケーション支援を行う分身ロボットOrihimeを活用した東洋大学との共同研究を開始いたしました。令和四年度に教育委員会からの報告では、東洋大学との検証結果について、Orihimeを介して会話やジェスチャーを行うということで、タブレットでは不可能であった意思表示が豊かになったことで、これまで参加が難しかった話合いや音楽活動など活動の幅が広がることで学校生活を楽しいと感じる心理が生まれてきている。一方で、学習面では、タブレットで学習に特化した機能を有するズームやチームズの利用の検討の必要性というのを挙げられていました。現在、Orihimeは一台のみで、利用の対象は医療的ケア児とされており、さらなる対象の拡充を我が会派でも求めてまいりました。

昨年、会派で狛江市第三小学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級に視察に伺ってまいりました。学ぶ力はあるものの、感覚過敏や自閉症の特性によって集団で学ぶことが難しい子どもたちや、周囲の環境に対してストレスを感じて疲れやすい子どもたちが在籍をしていました。このような児童は不登校ぎみにもなっていたそうです。

このような児童たちが学校と楽しくつながれる方法を探し、アバターロボットを導入されていました。タブレットをスタンドにセットをする、そして、その後は操作をする児童が自由に上下、左右にスタンドを動かし、周囲を見渡すことができるというものです。自由に見る方向を変えられるので、ミュージカルの鑑賞、オリンピック出場選手の特別授業や校内の展覧会なども一緒に楽しむことができ、自分が一緒に参加をしている満足度が高まっているそうです。学習面の効果を発揮するタブレットがアバターロボットへと変わることで、見たいアングルで交流や授業などに参加ができることは、コミュニケーションツールとしても力を発揮し、学習面でも力を発揮しております。

狛江市のようにタブレットを活用したアバターロボットを活用し、医療的ケア児のみならず、特別支援学級で希望する児童生徒への学校参加支援を促すべきです。区の見解を伺います。

◎中塩屋 支援教育課長

現在、子どもたちの学びやコミュニケーションを支援する目的で様々なデジタル技術を活用した機器が開発され、教育の現場で活用されていることは認識しております。

今後も、特別支援学級において有益と思われる機器や他自治体での活用事例などの情報を収集し、特別支援学級の教員と共有の上、現場の意見を十分に聞いた上で、必要性や活用の幅について検討してまいります。

## 通常学級での特別な教育的支援について

### ◆福田たえ美 委員

ぜひとも多くの必要としているお子さんに届けられるよう、今後、御検討をお願いいたします。

続きまして、通常学級での特別な教育的支援について伺ってまいります。

子どもたちの特性に応じて安心して学べる環境の整備として、特別支援学級の地域偏在を訴えてまいりました。先日の文教常任委員会において、瀬田小学校、用賀小学校に知的障害学級、玉川小学校、京西小学校には自閉症・情緒障害学級が令和七年四月に開設する旨の報告がありました。

地域偏在解消に一步ずつ進んでいることには評価をいたします。自閉症・情緒障害特別支援学級の整備が進む一方で、学習障害や注意欠如・多動症障害においては、程度に関係なく、通級という限られた時間数で、多くを通常学級で学ぶということになっております。障害者基本法第十六条第一項において「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」とされております。

令和四年第一回定例会において、私から、学習障害における通級での支援について、科学的根拠に基づいた指導並びにタブレットの有効活用などで合理的配慮を行うことを求めてまいりました。本区における学校での合理的配慮への対応について伺ってまいります。

### ◎中塩屋 支援教育課長

教室内の環境においては、感覚過敏性に配慮して、例えば教室内の掲示物を少なくするなど、誰もが過ごしやすいユニバーサルな環境を整える一方、外の環境が気になり授業に集中できないお子さんに対して、例えば座席の位置を変えるなどの合理的配慮を行っております。学習指導において、例えば学習障害の場合には、タブレット端末を活用して文章表記の方法を身につけたり、デイジー教科書を用いて読みやすくするなど、一人一人の困り事に応じた学びのための合理的配慮を行っております。

また、特別支援教室を利用されているお子さんについては、在籍学級と特別支援学級の双方で困ることがないように、お子さんの支援の状況や合理的配慮の必要性などを連携型個別指導計画、校内委員会、校務ネットワーク内の共有フォルダを活用しながら情報共有し、同じ支援や合理的配慮を継続して行い、安心して学校生活を送れることができるように努めております。

#### ◆福田たえ美 委員

すまいるができてから、多くのお子さんが通級で支援を受けて、また、計画を立てたりとかされていますが、今の御答弁では、すまいるを利用しているお子さんに対する対応であったり、早めに気づいて支援が施されていらっしゃる、そういった方々かなと思います。

実は今回はそこから外れているお子さんということで、今日、午前中にも他会派から様々こういった視点で質問がありましたけれども、私からも、こういったまだ支援につながっていない方からの御相談が大変多く、このことについて少し詳しく伺っていきたいと思います。

令和四年の文部科学省の調査によりますと、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた小学校、中学校における児童生徒数の割合が、平成二十四年の調査で六・五%だったのが八・八%と上昇をしています。これを区に当てはめて計算をしてみますと、区立の通常学級に通う小学生は三万七千八百六十四名というふうに令和五年度はなっております。この人数に対して、先ほどの文部科学省の調査で分かりました学習面、または行動面で著しい困難を示す八・八%を掛けていきますと三千三百三十二名というふうになってまいります。

現在、すまいるの通級を利用している児童数が約一千七百名、残り千六百名の児童の中には、障害の特性に気づかず、支援もなく、孤軍奮闘しているということが予測できます。読み書き、計算、図解の理解など特定の領域を不得意とする学習障害、LDでは、乳幼児の環境では気づきにくく、就学後の学校で漢字が入ってきたり、また計算、また英語というような授業が学年が進むにつれて、今までは大丈夫な環境だったんですけれども、こういった難しい授業が入ってくることによって理解の困難さが自然と出てきて、そこから障害の特性というのが現れてきます。

また、多動や衝動性などが主な注意欠如・多動症、ADHDも、集団行動や規律というものが求められる、今度、就学後、学校に入ってから症状が目立ってくるということで困難を感じるようになります。ですので、就学前に発見できないパターンも大変多くあるということです。子どもたちの学ぶ環境の変化が、この発達障害の特性の出現と困難の感じ方に異なることが理解できます。

しかし、発達障害の特徴として、見た目が分かりにくい上、理解も難しいという二つがあります。そのため、適切な支援や指導を受けることができず、学力の低下や自己肯定感が育たずに、不登校や精神疾患の遠因にもなっていると言われております。通常学級での教員の気づきや支援は大変大きな役割を果たします。教員への具体的な事例を交えた専門的な研修や情報提供が重要と考えます。

平成二十五年の第一回定例会で提案をさせていただきましたひのスタンダードについて、改めてお聞きしてまいりたいと思います。会派で視察をさせていただいた日野市の小学校における通常学級で特別支援教育の授業が行われ、それを見させていただきました。小中学校二十五校の全教師約六百五十名で作成をしたひのスタンダードが全公立学校で徹底された通常学級で実施がされておりました。ひのスタンダードは、特別な支援を必要とする子どもたちだけではなく、全ての子どもたちが分かる、できる、楽しい授業を実現するために、日野市立小中学校の先生方の実践に基づいて作成されています。学級では、互いの違いを認め合い、子どもたちが安心して生活ができる温かな学級がつくられていることを肌で実感する

ことができました。

このひのスタンダードの成果として、教職員の特別支援教育に関する理解が深まり、教員の指導力、専門性が高まったとの検証結果が現れております。障害者基本法第十六条第四項において「国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。」とされております。区立小中学校において、通う学校によって合理的配慮の差が生じないように取り組むのが区の教育委員会の重要な役割と考えます。

本区においても、全ての学校で発達障害への理解と合理的配慮が確実に行っていただくためにも、このひのスタンダードのように学校現場での事例を盛り込み、通常学級における特別支援教育に大いに役立つ世田谷スタンダードを作成すべきと考えますが、区の見解を伺います。

### ◎中塩屋 支援教育課長

学級担任は、お子さんとの日頃の関わりを通じて、必要な配慮や支援を考えることを基本としながら、学校からの依頼による特別支援教育巡回グループの助言や、主治医の指示を含む保護者からの相談により配慮や支援を行うこともございます。一人一人のお子さんに応じた合理的配慮を確実に実施していくことは、お子さんが充実した学校生活を安心して送りながら、学びの充実のためにも必要なことであると考えております。教員に対する研修等を通じて、適切な合理的配慮の実施について周知を図ってまいります。

また、来年度に予定しているインクルーシブ教育ガイドラインと好事例を収集するデータベースの策定後には、ガイドラインとデータベースに関する周知、研修を行い、好事例の収集と活用を進めていくことで、委員のお話のようなことに取り組んでまいりたいと思えます。

### ◆福田たえ美 委員

このガイドラインをつくったというふうには終わるのではなく、やはりこれが実効性があるって、また、都度、情報を更新して、本当に役に立って、お子さんたちが安心できる環境をつくっていただきたいと思えます。

実は私が相談を受けた保護者からは、注意欠如・多動症、ADHDを主な特性を有している方で、すまいるの利用の対象からは外れてしまったということなんです。通常学級で多動が減少するというグッズがあります。クッションなんですけれども、そのクッションを通常学級に持ち込んでいくことができないかという相談をいたしました。しかし、学校側は認めませんでした。児童は、自分では多動というのを抑えることがすごく難しい特性で、そのことに苦しんで、最終的には学校を休みがちになってしまいました。こういった学校側に合理的配慮への理解が欠如していたのではないかとこのように考えられます。

よく教育長は誰一人取り残さないというふうなお言葉をおっしゃっておりますけれども、こういった発達障害などで悩み、苦しみ、まだ支援を受けられない状態のお子さんがあるといった現状を確実に改善していただきたいと思えますが、教育長としてのお考えをお聞かせ

ください。

#### ◎渡部 教育長

誰にとっても過ごしやすい環境を用意するというのは、いかなる場所においても必要なことであり、学校現場で考えれば、通常級であろうとも、特別支援学級であろうとも大切な視点だというふうに考えます。

学校現場では子どもの視点で見直しをして、子どもが学びやすく、そして、子どもが選択できるという環境を用意しておくことが一番必要なことだと思います。誰もが十分な教育を受けられるためにその方法を改善するには、学校である一定のところを改善していくという必要があると私は考えています。そのため、教育に携わる人々はいつでも常に研究をして、協議をして、それを発信していく必要があるというふうに考えています。

今回のインクルーシブ教育ガイドラインというものの中には、障害であったり、外国にルーツのある子どもであったり、それからLGBTQであったり、合理的配慮についてもここに掲載しようというふうに考えています。ここでたくさんの人が学んだり、協議したことを改善しながら、広く発信して、現場に浸透していくことをこれから進めていこうと考えています。

#### A I ペアレンタルコントロールアプリの活用について

##### ◆福田たえ美 委員

ぜひともよろしく願いいたします。

では、最後に、午前中にも他会派からもございましたが、私からも、子どもを被害者にも、加害者にもさせない、A I ペアレンタルコントロールアプリの活用について伺ってまいります。

総務省令和四年版の情報通信白書では、二〇二一年のスマートフォンの世帯保有率がこの十年ほどで九・七%から八八・六%と著しく増加をしているということを発表しました。スマートフォン保有率の高さは子ども社会にとっても例外ではなく、内閣府による令和四年度青少年のインターネット利用環境実態調査によると、子どもが自分専用のスマートフォンを利用している割合は、小学生が六四%、中学生が九一%、高校生が九八・九%というふうになっております。スマートフォンを使った子どもによる性的な自撮りに関する被害が増える中、近年では学校配付の学習用タブレット端末による自撮りや、また盗撮による問題が全国的にも見受けられております。

令和三年秋に、このことを考え、愛知県警と藤田医科大学など産官学の連携でA I 人工知能を利用して被害を防止するアプリが開発をされました。子どもが自分のスマートフォンやタブレットでわいせつな画像を撮影や保存をした際に、A I が撮影データを判別して画像を削除する、そして促すといった通知が表示されるということで、保護者にもその情報が提供されます。A I はサーバーを介さずに端末上で完結するというので、画像は端末の外に共有されることなく、プライバシーが保護されます。

令和五年三月の国連のイベントでも、社会課題を解決するアプリとして紹介がされており  
ました。アプリに期待される効果としては、犯罪を減らす抑止力になることと、子どもが加  
害者や被害者になることを予防すること、また、学校配付の学習用タブレット端末にインス  
トールすることで学校内外での性的な自撮りや盗撮を防ぐことができるというふうに言わ  
れております。

一点目に、子どもを被害者にも、加害者にもさせないために、区が配付をした学習用タブ  
レット端末にアプリをインストールするなどの検討はいかがでしょうか、区の見解を伺いま  
す。

#### ◎山口 教育研究・ICT推進課長

委員御紹介のアプリにつきましては、現時点では、当区で導入してございます学習用タブ  
レット端末、いわゆるiPadには対応していないため、現状では導入ができません。

今後、新しく開発されるアプリ等の情報を収集し、研究していくとともに、子どもたちが  
有益な情報を選択する力やインターネットの適切な使い方などが身につくよう指導してま  
いります。

#### ◆福田たえ美 委員

今、御答弁いただきましたけれども、こういった開発は日々、日進月歩で新しいものもどん  
どん開発されていくと思いますので、もしこのようなツールが効果があるというふうに判断  
された場合には、保護者などにも周知啓発を行っていくということのお考えはいかがでしょ  
うか。

#### ◎山口 教育研究・ICT推進課長

今回、御紹介いただいたアプリをはじめとする各種アプリやサービスについて、御家庭への  
情報提供の可能性も含めて調査研究を進めてまいります。

#### ◆福田たえ美 委員

私からの質疑を終え、佐藤ひろと委員に替わります。